

追加提出議案説明資料目次

令和2年5月臨時会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	1 ~ 3
2	新旧対照表	議案第37号 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	5 ~ 7

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

1～15 （略）

（期末手当に関する特例措置）

16 令和2年6月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の50に相当する額を減じた額とする。

旧（改正前）

附 則

1～15（略）

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

1～22（略）

（令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

23 第15条第1項の規定により管理職手当を支給される職員に対して令和2年6月に支給する期末手当の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（令和2年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

24 第15条第1項の規定により管理職手当を支給される職員に対して令和2年6月に支給する勤勉手当の額は、第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

旧（改正前）

附 則
1～22（略）